

琉球大学学術リポジトリ

セシーユ艦隊来航に関する再検討：
セシーユによるフランス人滞琉環境改善要求とその
影響

メタデータ	言語: 出版者: the International Institute for Okinawan Studies, University of the Ryukyus 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 下岡, 絵里奈, Erina, Shimooka メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43828

セシーユ艦隊来航に関する再検討 ——セシーユによるフランス人滞琉環境改善要求とその影響——

下岡 絵里奈*

はじめに

弘化3(1846)年5月、3隻のフランス艦隊、サビーヌ号 (*La Sabine*)、ヴィクトリユーズ号 (*La Victorieuse*)、クレオパトル号 (*La Cléopâtre*) が運天港に集結し、セシーユ (Jean-Baptiste Cécille) 提督が琉球王府にフランスとの友好および通商条約の締結を要求した。この一件に関する研究は、生田澄江、横山伊徳をはじめ、近年では岡部敏和が積極的に論文を発表している¹⁾。また、パトリック・ベイヴェール (Patrick Beillevaire) が琉球王国に関するフランス側の史料調査・翻刻を精力的に行い、そのうちのいくつかが宮里厚子によって翻訳された他、1993年には中島昭子と小川早百合によってフォルカードの手記が翻訳されたことで、多方面からの研究が可能になってきている²⁾。

このように、1840年代における異国船、特にフランス船の来琉及びそれに付随する問題については相当部分が明らかになっているが、弘化3年のセシーユ来琉に関する研究においては、何故セシーユは琉球王国と条約を締結し得なかったのか、という点に重きが置かれ、それ以外の琉球におけるセシーユの動向および彼の来航が琉球王府へ与えた影響についてはあまり言及されていない。そこで本稿ではこのような問題点をふまえ、琉球王国との条約締結以外にセシーユが琉球王府に行ったフランス人宣教師の滞在環境改善要求ならびにこの要求が琉球王府及びルチュルジュ、アドネというフランス人宣教師にどのような影響を与えたのかを検討することにする。

1. セシーユ来琉前夜

1-1 フォルカードの滞琉環境

弘化元(1844)年3月、フランス船アルクメヌ号 (*L'Alcmène*) が琉球王国に来航しセシーユ艦隊の来航を告げるとともに、フランス人宣教師フォルカード (Théodore-Augustin Forcade) とその中国人助手を琉球王国に残し、出航した。以来、フォルカードは2年2か月半にわたって琉球王国に滞在したが、琉球王府は「国法」や「国禁」の名のもと、

* パリ第七大学博士課程 Doctoral Student, Université Paris Diderot, Paris 7

海岸以外の場所を歩くことや地元民との接触を禁止するなど、フォルカードの行動を著しく制限すると同時に彼の一挙手一投足を監視する態勢を敷いた。フォルカードはこのような琉球王府の動向を重々理解していたが、自身が琉球王国の人間と同等に扱われた場合にのみ琉球王国の「国法」に従うと主張し、琉球王府に自身の滞在環境の改善を度々要求した。

弘化元年6月頃、フォルカードは琉球王国から課せられた行動区域の制限を緩和するため、「突然どこへでも好きな所を、ただし人々が通る道からは決して出ないようにしながら、自由に歩き回り始めた」ようである³⁾。これに対し、琉球王府側は「段々手様等を以相諭し、終ニ手を取列帰候」と、身振り手振りを交えてフォルカードを諭し、琉球における彼の住まいである聖現寺まで手を引いて連れ戻した⁴⁾。この対応に際し、フォルカードは琉球王府に「私がいかなる違反、いかなる罪のために、悪漢同然に逮捕されたのかをお知らせ願いたい」と手紙をしたため、「私の非が証明されるまでは、(中略)今までの行動を変えるようなことは一切ないということをご承知いただきます」と結んでいる⁵⁾。琉球王府はフォルカードを丁寧扱い、何事も支障をきたす事無くセシーユ艦隊が来た際に彼を琉球王国から退去させようと考えており、それ故この一件に関しては、フォルカードの徘徊を多少なりとも黙認することにしたようである。その結果、通事という名の監視つきではあるものの、フォルカードは琉球王国における散歩の自由ならびに通行人と言葉を交わす自由を得、翌年の弘化2(1845)年には通事達と穏やかに会話をしながら散歩をするまでになった。しかしながら、フォルカードが歩行できた範囲は那覇及び泊付近の浜辺や山野くらいであり、また、琉球王府の役人達はフォルカードが城下付近に近づかないよう、常に彼の行動範囲に目を光らせていた⁶⁾。

こうして、フォルカードは行動および文章で訴えることで、監視付きではあるものの散歩の自由を獲得したが、それ以降も彼は事あるごとに琉球王府へ手紙を送り、自らの要求や滞在環境の改善を申し立てていた。フォルカードは何よりも行動の自由を要求しており、このような彼の態度に対し、琉球王府は対応に苦心し、以下のような対策を立てている。

異国人是迄自由ケ間敷儀共申出有之、涯々返答差遣候得者無間茂何歟与申立事煩敷有之事候付、右返答向之儀、先以見合居、先寄時宜見計何分取計候方可宜儀(中略)右之返答扣居申候。⁷⁾

すなわち、フォルカードへの返答はなるべく時間を置き、時宜を見計らって行う事で、琉球王府はフォルカードの要求を退ける事にしていたのである。ただ、フォルカードが滞琉中繰り返し行った要求の一つである琉球語教授に関しては、琉球王府は終始一貫して頑なな態度を崩さず、「当地俗文之儀、他国人江相教不申、此段者古来之國法」として、一切許可しなかった⁸⁾。フォルカードは琉球王国の書物を購入し、琉球語教授の師匠を雇い入れるとまで言ったが、琉球王府の態度は変わらず、彼は琉球語を学ぶ機会を

最後まで得る事なく琉球王国を去ることとなった⁹⁾。

アルクメヌ号来航およびフォルカードの滞琉により、琉球王府は意図的に琉球王国へ来航、滞在する異国船および異国人への対応を迫られることとなった。このような事態に対し、琉球王府は「国法」や「国禁」を制定することで異国人の行動を制限し、琉球王国の内部事情を漏らさないよう最善の努力を行った。一方、フォルカードの度重なる要求や彼の背景に見え隠れするフランス海軍の存在により、琉球王国はフランスとの間に衝突を起こさないよう、時にフォルカードの要求を聞き入れ、「国法」や「国禁」を緩和するという柔軟さを持ち合わせていたのである。

1-2 サビーヌ号来航と琉球王府の変化

弘化3(1846)年4月6日、セシーユ艦隊のうちの一隻、サビーヌ号が琉球王国に到着した。翌7日、サビーヌ艦艦長のゲラン(Guérin)は、アルクメヌ号の来航時には認められなかった「毎日〔体式〕料・所望物等代銀」をフランス側が支払うことを琉球王府に認めさせた。フォルカードによると、これは「どの艦長も以前には得ることができなかった(中略)重大な権利」であったようである¹⁰⁾。弘化元(1844)年のアルクメヌ号来琉時、琉球王府は「船具修補用之木并糧食用牛豚羊野菜等(中略)代銀者不相請取国法」として代金の受け取りを断っているが、ゲランによりこの「国法」は事実上無効化したといえよう¹¹⁾。しかしながら、琉球王府はこの直後である弘化3年4月18日付で以下のような廻文を発布しており、実際には異国人から代金の受け取りを避けようとしていた。

御当地之儀、錢不自由有之、穀物等を以致取遣候段、異国人共江被御達置候。就而者、あらわに持行、異国人目ニ掛候儀茂候而者、兼而之御達不実ニ相成候(中略)一統其心得を以、錢持行候節者覆ひ隠し、異国人目ニ不掛様可相嗜候。(中略)若、違背之者於有之者、其身者勿論、親・兄・拘主迄茂屹与可及御沙汰候条、聊無緩疎相守候(後略)¹²⁾

大城康洋が指摘しているように、琉球王府は金銭の受け渡しをすることで異国人との「通商」が成立してしまうのではないかという恐れから、国内では銭ではなく穀物をもって取引をしていると異国人に説明していた¹³⁾。その説明を裏付けるべく、琉球王府は国内にこの廻文を出し、「金銭がほとんど存在しない」という虚構の社会を作り上げ、異国人達に信じ込ませようとしていたのである。したがって、必要物資の代金をフランス側が支払う、というゲランの申し出は受け入れられたものの、その実、琉球王府は既に水面下で金銭を受け取らないようなシステムを構築していたといえよう。この命令に違反した者は本人のみならず親兄弟にまで咎が及ぶようになっている事から、いかに琉球王府がこの虚構の社会作り心血を注いでいたかが理解できる。

この他、フォルカードによると、サビーヌ号の来航後、フランス士官達は市街地やフォルカードが滞在中に立ち入りを許されなかった王宮周辺を歩き回る事が出来、また、そ

れを制止する王府側の役人もおらず、それどころか頼めば馬を貸してくれるような状況であったようである。フォルカードはその手記の中で「アルクメヌ号の士官たちの時にはとてもこうはいかなかった。二年前とは事情が一変したのである。」と琉球王府の姿勢について驚きをもって書き残しているが、この事は裏を返せば琉球王府がセシーユ艦隊の来航を非常に深刻な問題としてとらえており、厳戒態勢を敷くことで、仏琉間の衝突を避け、平穏無事に琉球王国から退去してもらおうと考えていた証左であろう¹⁴⁾。

セシーユが琉球王国に来航するまでの間、ゲランはフォルカードを通じて琉球王府に、フランス人が琉球王国に上陸した際、琉球王府の役人がフランス人達の周囲を包囲し、行く先々の門戸を閉めさせることのないよう、加えて、フランス士官達が琉球王国を歩き回る際、通訳という名の監視をつけさせないよう要求した。琉球王府は渋々ながらもこれを受け入れたが、ゲランは自身が問題処理権や交渉権を持っていないことを十分に自覚しており、これ以上の要求は行わなかった。

2. セシーユ来琉の再評価

2-1 セシーユによるフランス人宣教師滞琉環境改善要求

弘化3(1846)年5月12日、セシーユが乗船するフリゲート艦クレオパトル号が琉球王国の近海に姿を現した。セシーユが琉球王国に来航し、条約締結を迫ったことはよく知られているが、それ以外にも彼は琉球王国に滞在するフランス人宣教師の滞琉環境の改善を琉球王府に何度も要求していた。セシーユは運天にクレオパトル号を停泊させ、数日間休憩した後、条約交渉を始める前の5月15日に、必要な食料に対しては金銭を支払うこと、自身とフランス士官達は琉球王国に上陸し、歩行する事を宣言した。この点については、上述のようにゲランが琉球王国に来航した頃から容認されており、特に異論なく認められたようである。その後、セシーユは琉球王国との条約締結に向けて交渉を行ったが、周知の通り、フランスと琉球王国との条約締結交渉は実を結ぶことはなかった。

条約交渉が決裂した閏5月18日、セシーユは、琉球王国が条約締結を拒否した旨をフランス皇帝ルイ・フィリップ(Louis-Philippe I^{er})に伝え、彼の意向を知らせに再び琉球王国に戻ってくる約1年ほどの間、フランス人宣教師の滞琉は以下のものでなければならない、と通告した。

彼はこの国の言葉を完全に習得しなければならないので、有能な教師と必要な本を与えて下さい。(中略)以前のような扱いをしないで下さい。つまり悪人か山師のように彼を見張ったり、付け回したりしてはならないということです。彼が自由に行動すること、庭付きの家を代価を払って借りることを認めなければなりません。(中略)彼の住居は不可侵で、一人でいたい時はだれも彼の邪魔をしてはなりません。彼が自由に召使を雇ったり解雇したりできるようにして下さい。さらにまた直接市場

に人をやって必要な品々を購入できるようにして下さい。¹⁵⁾

ここでいう「彼」とは、一旦琉球王国を離れセシーユと共に通訳として朝鮮へ行き、その後サビース号で再び琉球王国に戻ってくる予定であったフォルカードの事を指している。そもそも、これらの要求はフォルカードの為のものであったが、彼の留守中、同じくフランス人宣教師であるルチュルジュが聖現寺に滞在し、フォルカードの身の回りの品々を管理する予定であったので、これらの条件はルチュルジュにも適用するよう、セシーユは琉球王府に要求した。

これに対し、琉球王府側はその場での即答を避け、3日後に書簡にて以下のように返答した。

他国の人が当地に来た場合には、護衛を付け、どこへ行くにもついて行かせます。家を借りたり、長時間滞在することは許されておりません。このように法律で定められております。¹⁶⁾

セシーユのフランス人滞在環境改善要求に対し、琉球王府は「国法」を理由に婉曲に断ることで、1日でも早く異国人を琉球の地から退去させたいと考えていた。しかしながら、セシーユはこれに対し、フランス皇帝の決定を伝える船が来た時のために通訳が必要であるという理由からフランス人宣教師の滞在を認めさせ、また、フランス人宣教師に対する護衛という名の監視の撤廃に対しては強固な姿勢を示し、琉球王府に再度以下のように要求した。

既に言いましたが、フォルカード師の立場は、今までのようであってはなりません。どんなところでも監視されることなく、完全に自由でなければなりません¹⁷⁾

セシーユの執拗な要求に対し、琉球王国は、再び「国法」を理由に異国人の長期滞在は許可されておらず、異国人には監視が課されていると食い下がったが、最終的には「しばらくためらってから、とうとうこれを許可した」ようである¹⁸⁾。とはいえ、これは建前だけの返答であり、実際には常に「通事」という名目で監視人をフランス人宣教師達のもとに派遣し、彼らの行動を逐一監視・報告していた事は言うまでも無い。一方、琉球語の教授についてはさほどの抵抗はみせず、琉球王府はセシーユの要求を受け入れ、ただちにフランス人宣教師へ琉球語教師と琉球語の本を与える事を約束した¹⁹⁾。

このように、セシーユは琉球王府との交渉の中で、通商条約の締結を迫ると同時にフランス人宣教師の滞琉環境の改善を度々要求し、最終的には琉球王府がセシーユの要求をのむという形で収まった事が確認できる。

2-2 仏人宣教師および琉球王府による認識

では、このセシーユの滞琉環境改善要求は、フォルカードに代わって琉球王国に滞在することになったルチュルジュ、そしてもう一人のフランス人宣教師アドネ、及び琉球王府においてどのように受け止められたのであろうか。

フランス人宣教師ルチュルジュ (Pierre-Marie Leturdu) は、弘化3 (1846) 年4月7日、ゲラン艦長率いるフランス船サビヌ号に乗船し、琉球王国に到着した。彼の到着から3か月以上が過ぎた7月24日、ヴィクトリューズ号と共に、同じくフランス人宣教師のアドネ (Mathieu Adnet) は琉球王国に上陸した。

セシーユと琉球王府が条約交渉ならびにフランス人の滞在環境改善交渉を行っている間、既に琉球王国に滞在していたルチュルジュは、当初セシーユが琉球王府との交渉によって獲得したフランス人宣教師の滞在環境に関する「許可が文書にされ、一方では摂政によって、他方では提督によって署名されたものであると思って」いたようである²⁰⁾。したがって、彼はセシーユと琉球王府の交渉を「運天条約」という「一種の条約のようなもの」と考えていた²¹⁾。アドネについては、彼がいつどこでセシーユと琉球王府の交渉内容を聞いたのか、どのように認識していたのかが明確ではないが、琉球王国に到着後、ルチュルジュと常に行動を共にしていた事、およびルチュルジュと同様に琉球王府に滞在環境の改善を度々要求していることから、セシーユの滞在環境改善要求について、ルチュルジュと同様の認識を持っていたと考えられる。

しかしながら、この「運天条約」は実際のところ、琉球王府とセシーユの間で交わされた口頭での約束事に過ぎず、後にルチュルジュ自身もセシーユが得たのは文書ではなく「全くの口約束にすぎない」と認識を改めている²²⁾。

一方、琉球王府側では、セシーユの第一の目的であった条約交渉を「和好・貿易等色々難題」として認識していたが、その他にも彼が様々な要求を行い（「種々難題筋申掛」）、加えてセシーユ艦隊が出航した後はルチュルジュとアドネが多様な申し出を行うので、大変困っている（「逗留者共種々難題申掛何分不容易」）と記しており、また琉球王府の役人達がルチュルジュとアドネに「ウンティンの取り決めは些事ではない。我々はそう感じている。」と語っていることから、琉球王府もセシーユによる滞琉環境改善要求および会談内容を重々認識し、「種々難題」と捉えていたことが確認できる²³⁾。

3. セシーユ来琉の影響

3-1 ルチュルジュとアドネの滞在状況と滞在環境改善要求

フォルカードの跡を継ぎ、新たに琉球王国へやってきたルチュルジュ、アドネという2人のフランス人宣教師は、ルチュルジュの記述を見る限り、アドネを乗せてきたヴィクトリューズ号が琉球を去るまでは、セシーユが琉球王府に要求した通りの生活を謳歌していたようである。ところが、ヴィクトリューズ号が琉球を去った直後から、琉球王府はセシーユとの「約束」を積極的に遂行しなくなり、ルチュルジュにしてみれば、フォ

ルカードの滞琉時となんら変わらない状況になったと感じていた。このような琉球王府の態度に対し、ルチュルジュとアドネは、上述の「運天条約」、すなわちセシーユと琉球王府との「約束」を論拠に、琉球王府に対し自らの滞在状況の改善要求を開始した。

まず、ルチュルジュ、アドネが道を歩く際、琉球王府の役人が民家の門を閉めさせる慣習について、「私人歩行之砌人家門閉不申様、元師より総理官江申置有之候処不相守不都合之段申候」と、元師すなわちセシーユから総理官に話があったはずなのに約束を守らないとはどういうことか、と詰め寄っている²⁴⁾。琉球王府は、ルチュルジュやアドネを嫌ってやっている訳ではなく、「当地有官之家者平日門閉置、下民之家者外出之節門閉申事二而」と琉球王国の生活を説明しているが、ルチュルジュ、アドネはセシーユとの「約束」を前面に出し「元師より茂禁止被申付」ているのに約束を守らないとは非常に遺憾である、と状況の改善を要求した²⁵⁾。

琉球語の教授に関しては、ルチュルジュとアドネの要請により、琉球到着後まだ間もない時期から、琉球王府は彼らに琉球語教師を派遣し、琉球語学習を開始させた。しかしながら、ルチュルジュとアドネはそれだけでなく、琉球の「百姓之言葉分り兼、且私人琉言葉も百姓共聞付兼候間、百姓師匠相立呉候様」と、琉球王府から派遣された琉球語教師だけでなく、百姓身分の琉球語師匠も要求した²⁶⁾。この論拠としても、「師匠相立候儀者元師より総理官江申置有之」と、セシーユと琉球王府の間で行われた「約束」が言及されている。この件に関して、琉球王府側は「愚昧之百姓御方等師匠迎者難相附」と断った上で、セシーユとの「約束」通り現在既に師匠を派遣しているので、今いる琉球語師匠と勉強するように、とルチュルジュ、アドネを諭すことで事態の改善をはかっている²⁷⁾。

このように、琉球王国での滞在中、ルチュルジュとアドネはフォルカードと同じく自身の滞在環境の改善を琉球王府に度々要求したが、セシーユが琉球王府に申し入れた滞在環境改善要求によって、彼らがフォルカードより、より自由かつ良い環境の滞在を獲得できた事が確認できる。ルチュルジュとアドネはフォルカード滞在中に「国禁」として頑なに禁止されていた琉球語の学習を享受できた他、首里や那覇周辺まで歩行範囲を広げ、時に琉球の品物を自由に買い、ルチュルジュに至っては滞在中に2度の琉球国内旅行を行うなど、フォルカードとは全く異なる環境の中、琉球王国に滞在していた。

3-2 セシーユとの「約束」と琉球王府の姿勢

ルチュルジュ、アドネがセシーユと琉球王府の「約束」を自らの滞在環境改善の論拠として使っていた一方、琉球王府も時にセシーユとの「約束」を利用することで、自らに有利な状況を作り出そうとすることがあった。弘化4(1847)年5月27日、ルチュルジュとアドネは、もうすぐフランス船が琉球王国に来航するので書類を片付けねばならない、という理由から琉球語学習の一時停止を申し出た。その際、琉球王府は以下のように述べ、琉球語学習を再開するよう説得している。

貴国元師より茂、御方等江琉球俗文・言葉相教、琉人茂又仏国言葉習受、重而貴国船渡来之節双方通詞無支様可致旨被申置候処（中略）彼是被聞分、師匠共儀是迄之通相詰させ俗文・言葉被致稽古、右者共江茂貴国之言葉被相教互ニ用弁無支様有之度（後略）²⁸⁾

琉球王府は琉球語教師として王府の役人をフランス人宣教師達のもとに派遣していたが、その実、彼らは琉球語を教えると同時にルチュルジュ、アドネの監視者としての役割も果たしていた。それ故、琉球語学習が途切れる事は、ルチュルジュ、アドネの監視の目が緩むことを意味していたのである。したがって、琉球王府はセシーユとの「約束」を口実に、琉球語教授の再開を薦め、ルチュルジュとアドネを再び厳しい監視のもとにおこうと試みたのである。その後、ルチュルジュとアドネが言っていたフランス船は一向に現れず、ルチュルジュとアドネの要請により、約4か月後の9月25日に琉球語教授が再開されることになった。このように、琉球王府はフランス人宣教師たちから要求された後にセシーユとの「約束」を遂行していただけではなく、状況によっては自身に有利になる状況を作り出す為に、セシーユとの「約束」を使ってフランス人宣教師達に働きかける事もあった。

とはいえ、フォルカード滞在時とは異なり、セシーユとの「約束」を武器により良い滞在環境を得ようと試みているルチュルジュとアドネに対し、琉球王府は彼らがあまりに我侭勝手、自由気まま（「我侭」、「自侭」）に行動している事と感じており、彼らの行動に不安を覚えていたようである。琉球王府は、フォルカードの滞琉時には、異国船の来航ならびに異国人の滞在一過性の問題として捉えていたが、ルチュルジュ、アドネの滞在時になると、フランス側の動向を非常に警戒するようになり、「近来仏英之船多艘来着、右様仏人・英人逗留御当地之様子をも大抵相知候上、又々渡来之筈ニ而旁不容易、此砌応答向等能々其慎無之候」と、ルチュルジュとアドネは琉球王国のことを良く知っており、異国船が来航した折にはよくよく考えて慎重に行動しなければいけないと危機感を募らせていた²⁹⁾。

おわりに

以上、検討してきたように、セシーユは琉球王国に寄港している間、琉球王府にフランス人宣教師の滞在環境改善を要求し、口約束ではあるが琉球王府と「約束」を取り付けることに成功した。この「約束」は文書化されたものではなかったが、ルチュルジュはこれを「運天条約」と呼び、滞在中、この「約束」を論拠に自らの滞在環境の改善および権利の獲得を度々琉球王府に迫った。その結果、琉球王府はルチュルジュ、アドネから要求されれば、例えば琉球語の教授など、琉球王国に差支えがない程度にセシーユとの「約束」を履行した。このように、数々の要求を行ったにも関わらず、滞琉中、監視付き散歩という自由しか得られなかったフォルカードに比べ、ルチュルジュとアドネ

の琉球滞在は、セシーユの来琉および彼が取り付けた琉球王府との「約束」によってより良いものになったと結論付けられる。セシーユは、彼の最大の野心であった琉球王国とフランスの和好・通商条約の締結こそ果たせなかったものの、琉球王国におけるその後のフランス人宣教師たちの滞在環境・待遇改善の点において、琉球王府側に大きく譲歩をさせたといえる。今後の研究では、このような視点を含め、1840年代のフランス船来琉問題を再検討していく必要があるのではないだろうか。

注

- 1) 生田澄江(1992)、岡部敏和(2012)、横山伊徳(1996)
その他、上原兼善(1972)、上原令(2000)、岡部敏和(2012)、島尻克美(1987)、豊見山和行(2000)、西里喜行(2000)、真栄平房昭(2010)などの研究論文が挙げられる。
- 2) パトリックベイヴェール翻刻・解説、宮里厚子訳(2000)「ルテュルデュ神父の『報告書』と『琉球(沖縄)日記』」など
その他、琉球王国に関する欧米の史料は、『西洋の出会った大琉球』(第1期、第2期、各5巻、Curzon Press、東京)に収録されている。
フォルカード著、中島昭子・小川早百合訳(1993)『フォルカード神父の琉球日記 幕末日仏交流記』
- 3) フォルカード著、中島昭子・小川早百合訳(1993)『フォルカード神父の琉球日記 幕末日仏交流記』51頁(以下、『フォルカード日記』と略記)
- 4) 「案書」(1327号)琉球王国評定所文書編集委員会編(1988)『琉球王国評定所文書』第1巻、浦添市教育委員会、沖縄。422頁(以下、『琉球王国評定所文書』と略記)
- 5) 『フォルカード日記』51-52頁
- 6) フォルカードは琉球王府によって常に厳しい監視の目に晒されていたが、滞琉中、以下の3例のように比較的自由に行動できた時期もあった。
 1. アルクメヌ号来琉時: デュプラシ(Fornier-Duplan)船長と共に那覇の街を散策
 2. 弘化2(1845)年8月20日、2艘のイギリス船来琉時: 乗船していたイギリス人と共に泊付近にあるイギリス人の墓(1816年、琉球へ漂着し死亡)へ行き、その後あはき村や浦添まで散策
 3. 弘化3(1846)年、セシーユ艦隊来琉時: セシーユと共に運天港のそばにある屋我地島を散策
- 7) 「案書」(1327号)『琉球王国評定所文書』第1巻、416頁
- 8) 「案書」(1341号)『琉球王国評定所文書』第2巻、199頁
- 9) フォルカードは琉球王府から琉球語を学ぶ機会を一切与えられなかったが、『フォルカード日記』から、彼が日本から琉球王国に来航した商人、屋我地島の住人などと言葉を交わしており、また長崎では日本の役人と問答をしていることが確認できる。また、その他にも、フォルカードは6000語の琉球語彙を記録していた。
- 10) 『フォルカード日記』69頁
- 11) 「案書」(1327号)『琉球王国評定所文書』第1巻、381頁
- 12) 「廻文」(1379号)『琉球王国評定所文書』第2巻、322頁
- 13) 大城康洋(1989)「案書」(1387号)「解題」『琉球王国評定所文書』第3巻、3-6頁
- 14) 『フォルカード日記』70頁
- 15) 『フォルカード日記』166-167頁
- 16) 『フォルカード日記』174頁
- 17) 『フォルカード日記』179頁

- 18) 『フォルカード日記』181頁
- 19) 周知の通り、当時の琉球王国には「おもろ」を除き琉球語で書かれた本は存在していなかったが、異国人に琉球語を教授するにあたり、琉球王府は琉球語で書かれた手紙等を事前に見定め、差しさわりのないものを琉球語の学習用にとルチュルジュとアドネに渡していた。(『琉球王国評定所文書』第3巻、81頁等参照)
- 20) パトリック・バイヴェール翻刻・注(翻訳:宮里厚子)(2000)「ルテュルデュ神父の『報告書』と『琉球(沖縄)日記』」97頁(以下、「報告書」と略記)
- 21) 「報告書」97頁
- 22) 同上
「報告書」には、セシーユと琉球王府との間で交わされた「約束」は文書ではなく口頭であった、とルチュルジュが知った日付や時期が記載されておらず、ルチュルジュがこの「約束」に関して認識を改めたのは、彼の滞琉中であったのか、彼が琉球王国を後にしてからであったのか、判然としない。
- 23) 「報告書」98頁
- 24) 「案書」(1387号)『琉球王国評定所文書』第3巻、46頁
- 25) 同上
- 26) 「案書」(1387号)『琉球王国評定所文書』第3巻、82頁
- 27) 同上
- 28) 「案書」(1387号)『琉球王国評定所文書』第3巻、45頁
- 29) 「英人来着日記」(1388号)『琉球王国評定所文書』第3巻、177頁

参考文献

- 生田澄江(1992)「幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉関係」『沖縄文化研究』19号、1-93頁、東京。
- 上原兼善(1972)「天保十五年～弘化三年の沖縄への外艦来航と薩摩藩——調所笑左衛門の動きを中心に——」『南島史論 富村真演教授還暦記念論文集』149-175頁、沖縄。
- 上原令(2000)「19世紀中葉のフランス極東政策と琉球」『史料編纂室紀要』25号、83-102頁、沖縄。
- 大城康洋(1989)「案書」(1387号)「解題」『琉球王国評定所文書』第3巻、浦添市教育委員会、3-6頁、沖縄。
- 岡部敏和(2012)「幕末の薩摩藩と琉球王府——『異国船』の琉球来航問題を中心に——」中央大学博士論文、東京。
- 島尻克美(1987)「幕末期における琉球王府の異国船対策——仏艦来琉事件を中心に——」『琉球・沖縄——その歴史と日本史像』雄山閣、132-155頁、東京。
- 豊見山和行(2000)「琉球王国末期における対外関係——琉米・琉仏条約締結問題を中心に——」『歴史評論』603号、31-43頁、東京。
- パトリック・バイヴェール(翻訳:藤江淑恵)(2000)「フランス政府の対琉球王国政策」『フランスにおける琉球関係資料の発掘とその基礎的研究』琉球大学法文学部、23-66頁、沖縄。
- パトリック・バイヴェール翻刻・注(翻訳:宮里厚子)(2000)「ルテュルデュ神父の『報告書』と『琉球(沖縄)日記』」『フランスにおける琉球関係資料の発掘とその基礎的研究』琉球大学法文学部、93-168頁、沖縄。(原文: Pierre-Marie LETURDU. « Journal de Liou-Kiou (Oukigna) », « Rapport sur Liou-Kiou (1849) » 『西洋のであった大琉球』(2000)第1期、第5巻)
- フォルカード著、中島昭子、小川早百合訳(1993)『フォルカード神父の琉球日記 幕末日仏交流記』中公文庫、東京。(原書: Theodore-Augustin FORCADE (1885) *Le premier missionnaire catholique du Japon, au XIXe siècle*, Lyon.)
- 西里喜行(2000)「アヘン戦争後の外圧と琉球問題——道光・咸豊期の琉球所属問題を中心に——」

- 『琉球大学教育学部紀要』57巻、31-72頁、沖縄。
- 真栄平房昭(2010)「異国船の琉球来航と薩摩藩」『講座明治維新1 世界史のなかの明治維新』有志舎、138-159頁、東京。
- 横山伊徳(1996)「日本の開国と琉球」『新しい近世史2 国家と対外関係』新人物往来社、366-430頁、東京。
-

Reexamination of the Arrival of Cécille: The Demand for Improvement of the Living Context in Okinawa by Cécille and Its Influence

SHIMOOKA Erina

In 1846, the admiral Cécille arrived in Okinawa, and he asked the government of the Ryukyu Kingdom to sign a treaty of friendship and commerce. This request was refused, but Cécille succeeded in getting an oral agreement about the improvement of the treatment of French missionaries in Okinawa. Based on this oral agreement, Le Turdu and Adnet, two French missionaries staying in Okinawa from 1846 to 1848, were given more freedom than Forcade, who had lived in Okinawa from 1844 to 1846. However, the government of the Ryukyu Kingdom also benefited from this agreement and managed to divert the situation to create a favorable context. Although Cécille could not obtain a signature on a treaty of friendship and commerce, he prompted the government of the kingdom to grant certain concessions to improve the residence of French missionaries in Okinawa. This study attempts to define the content of the oral agreement and its influence.
